※この報告書は、入所日（又は退職日）から１か月経過しても就労が決まらない場合、５日以内に保育課へ提出してください。その後就労内定が得られない場合、１か月ごとに提出してください。

年　　月　　日

求職活動状況報告書

（　　年　　月分）

児童氏名　（ふりがな）	生年月日	入所施設名
（　　）	年　　月　　日	
（　　）	年　　月　　日	
（　　）	年　　月　　日	

私の求職活動状況について下記のとおり報告します。

記載内容については、必要に応じ、市から相手方等に対し、実態の確認が行われることについて同意します。

また、就労先が決まった際は、速やかに就労証明書を提出します。

報告者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（求職活動をしている保護者）

◎求職活動の状況

１ 求職活動の内容	※あてはまる□にチェックを入れてください（複数回答可） □ 職業安定所（ハローワーク等）にて求職活動をしている □ 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。 □ 求人企業に応募し、採用選考（面接）を受けている。 □ その他（　　）				
２ 求職活動中であることを確認できる書類	□書類あり （写しを添付してください）	□	ハローワークカード	□	派遣登録証
		□	※その他（　　）		
	□書類なし				

※面接案内、面接実施の通知、不採用通知等のコピーを添付してください。

1.求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められ、主なものとして、ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、個別相談ができる企業説明会参加等外出を常態とするものが含まれる。なお、自宅における、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている、知人への紹介依頼等、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合は含みません。

2.本書類の提出がない場合や、虚偽の申請があった場合等、求職活動の実態が確認できない場合、保育施設は退所となります。

※裏面あり（必ず記載してください）

求職活動報告書（　月分）

※この報告書は、入所日（又は退職日）から1ヶ月経過しても就労が決まらない場合、5日以内に保育課へ提出してください。その後就労内定が得られない場合、1か月ごとに提出してください。

活動日	活動時間	会社名	活動内容	備考
例：１日(水)	10：00～16：00	○○○○○株式会社	説明会及び面接	結果は1週間後
１日(　　)				
２日(　　)				
３日(　　)				
４日(　　)				
５日(　　)				
６日(　　)				
７日(　　)				
８日(　　)				
９日(　　)				
10日(　　)				
11日(　　)				
12日(　　)				
13日(　　)				
14日(　　)				
15日(　　)				
16日(　　)				
17日(　　)				
18日(　　)				
19日(　　)				
20日(　　)				
21日(　　)				
22日(　　)				
23日(　　)				
24日(　　)				
25日(　　)				
26日(　　)				
27日(　　)				
28日(　　)				
29日(　　)				
30日(　　)				
31日(　　)				

この様式は任意です。別の様式にて提出していただいても構いません。

面接案内、面接実施の通知、不採用通知等のコピーを添付してください。

事実確認のため、求職先の会社に問合せをすることがあります。

月６４時間以上求職活動を行っていない場合は入所要件として認められません。

誓約書の期日までに保育所等入所基準で定められた就労時間を超えて就労できない場合は退所となります。

１度提出した書類の返却はいたしませんので、必要な方はコピーを取ってから提出してください。